

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月28日認可した。

平成25年2月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西長井地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮ノ原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新田新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）天神池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）前池地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生山1号地区
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新田地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）湯谷1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）湯谷2号地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区